第62回 税理士試験 消費税法

● はじめに

「第一問〕 (理論)

2題形式での出題であった。なお、近年の本試験と同様に、問1問2の配点が明らかにされていなかった。

問 1

仕入税額控除からの出題であった。

(1)については、「課税売上割合」が95%未満である場合における仕入れに係る消費税額の控除の適用関係を問うたものであったが、課税仕入れ等の区分が明らかにされている場合と明らかにされていない場合で、適用関係は変わってくるので注意が必要であった。また、「課税売上割合に準ずる割合」の適用要件も問われていたが、内容については、難易度は高くないため解答することはそれ程難しくないと思われる。

(2)については、平成23年度適用改正部分を問うたものであった。「改正理由」について解答できていればアドバンテージになったが、難易度は高めであるため、できていなくても合否に影響がないであろう。

問2

取引分類からの出題であった。

語群から選択するといった初めての形式であり、中には取引分類の判定が、難解なものもあったが、正答することはそれ程難しくないと思われる。理論と計算の知識を使用し、【解答】のみならず【理由】までしっかりと説明できているかがポイントとなる。

〔第二問〕(計算)

3事業者(甲、乙、丙)についての計算問題は、初めての出題形式であった。納税義務の有無、簡易課税の有無等を絡めながら、多岐に渡ってそれぞれ事業者別に計算させるため、その形式に面食らってしまったようである。資料の読み取り方、状況把握に時間を要するため、基礎論点を落とさずしっかり得点しているかどうかがポイントである。

甲については、簡易課税制度であったが、事業区分に迷うものがほぼ無いため、計算パターンをしっかり確認 していた受験生は得点できたと思われる。丙については、課税売上割合の著しい変動の適用を想定することとなったが、仕入れ等の課税期間における課税売上割合、通算課税売上割合の計算など、数値の集計が困難であったことを踏まえて、納付税額は合わなくても合否に影響がないであろう。

Z-62-F [第一問] 解 答

問1 次の各間に答えなさい。

(1) 消費税法第30条第6項に規定する「課税売上割合」が、その課税期間において95%未満である場合における仕入れに係る消費税額の控除の適用関係について述べなさい。

なお、同法第30条第3項に規定する「課税売上割合に進ずる割合」の適用要件についても述べなさい。

- (2) 同法第30条第2項(同法第30条第1項が適用されない場合の計算規定)及び第6項(同条各項における用語の定義規定)は、平成23年法律第82号によりその一部が改正され、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されている。この改正内容及び改正理由について簡潔に述べなさい。
 - (注) 課税売上割合の意義及び課税売上割合の計算に関して消費税法施行令に規定する部分については触れる 必要はない。

(1)について

「課税売上割合」が、その課税期間において95%未満である場合における仕入れに係る消費税額の控除の適用関係 [2]

「課税売上割合」が95%未満である場合において、区分経理が明らかにされているときは、個別対応方式 又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算し、区分経理が明らかにされていないときは、一括比例配 分方式により仕入控除税額を計算する。

(根拠規定)

1. 課税売上高が5億円を超える場合等(法30②④) 8

課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は課税売上割合が95%に満たないときは、課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入れ等の税額の合計額は、次の区分に応じそれぞれの方法により計算した金額とする。

(1) 区分している場合

その課税期間中に国内において行った課税仕入れ及びその課税期間における保税地域からの引取りに 係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、その他の資産の譲渡等にのみ要するもの及 び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場 合は、①の方法により計算する。

なお、上記の区分がされている場合であっても、②の方法により計算することができる。

① 個別対応方式

イに口を加算する方法をいう。

- イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額
- ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税 売上割合を乗じて計算した金額
- ② 一括比例配分方式 その課税期間の課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法をいう。
- (2) 区分していない場合

(1)②の方法による。

2. 一括比例配分方式の継続適用(法305) 3

一括比例配分方式により計算することとした事業者は、その方法により計算することとした課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできない。

3. 帳簿等の保存(法307、令49①)1

事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(注)を保存しない場合には、 その保存がない課税仕入れ等の税額については、適用しない。

ただし、災害その他やむを得ない事情によりその保存をすることができなかったことを証明した場合は、 この限りでない。

(注) 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合又は3万円以上である場合においても請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿。

Ⅱ 「課税売上割合に準ずる割合」の適用要件(法30③)5

- (1) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出していること。
- (2) 「課税売上割合に準ずる割合」は、個別対応方式を採用した場合にのみ適用される。一括比例配分方式では適用できない。
- (3) 個別対応方式による場合において、課税売上割合に準ずる割合(事業の種類等の異なるごとに区分して 算出したものである場合には、その区分して算出したそれぞれの割合。) で次の要件の全てに該当するも のがあるときは、個別対応方式の課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ 等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額は、その承認を受けた日の属する課税期間以後の 課税期間については、課税売上割合に代えて、その割合を用いて計算した金額とする。
 - ① その割合が事業者の営む事業の種類等に応じて合理的に算定されるものであること。
 - ② その割合を用いることにつき、その納税地の所轄税務署長の承認を受けたものであること。 ただし、その割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

(2)について

I 改正内容 2

改正により、「課税期間における課税売上高」が5億円を超えるときは、課税売上割合が95%以上の場合においても、個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算することとなった。

Ⅱ 改正理由 4

仕入税額控除制度は、課税売上げに対応するもののみが仕入税額控除の対象になるというのが原則である ため、非課税売上げに対応する課税仕入れ等に係る消費税額は、本来仕入税額控除の対象とはならない。

しかし、その課税期間における課税売上割合が95%以上である事業者については事務負担等に配慮し、

一律仕入税額の全額を控除対象とすることが認められていた。

今回の改正は、制度の本来の趣旨を踏まえ対象者を「課税期間における課税売上高」が5億円以下の事業者に限定し、仕入税額控除の適正化を図るものである。

- 問2 下記(1)~(5)の各取引について消費税法令の適用関係を次の枠内の用語から解答を示し、その理由を述べなさい。なお、特に断りがない限り、いずれも国内において行われた取引である。
 - イ 課税売上げ (課税取引)
 - 口 不課税取引
 - ハ 非課税取引
 - 二 免税取引
 - ホ 課税仕入れ
 - へ 不課税の仕入れ
- (1) 私は、一般の普通法人に勤務する会社員(いわゆる「サラリーマン」)ですが、平成24年8月に父親の死亡に伴い、建物(店舗及び事業用の事務所にのみ供しているもの)を相続しました。今後ともサラリーマンは継続していきますが、この相続した建物の賃貸も営むこととしています。この場合の建物の賃貸に対する消費税法の適用関係はどのようになりますか。
- (2) 当店は、消費税法第8条第6項に規定する輸出物品販売場として納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場です。
 - ① 外国からの旅行者(観光入国)に対し、税込価格31,500円(税抜価格30,000円)のデジタルカメラを販売しました。
 - ② 外国からの旅行者(観光入国)に対し、税込価格12,600円(税抜価格12,000円)の化粧品を販売しました。 上記、①及び②の場合の消費税法の適用関係はどのようになりますか。
- (注) 法令の適用に関し、満たすべき要件がある場合には、その全てを満たしているものとし、その具体的な 適用方法や消費税法施行規則に定める事項については、触れる必要はない。
- (3) 当社は遠洋漁業を営む法人ですが、公海上で採捕した海産物を当該公海上において外国法人に対して譲渡しました。この場合の海産物の譲渡に対する消費税法の適用関係はどのようになりますか。
- (注)公海とは、いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分をいう(海洋法に関する国際連合条約第86条)。
- (4) 当文書館は、国立大学法人が設置し管理運営する文書館であり、公文書管理令第2条第1項第3号の規定に基づき、内閣総理大臣から、特定歴史公文書等を保存し、利用に供する施設として指定されています。 当文書館で保存する特定歴史公文書の写しの交付に当たっては、法令に基づき一定の手数料を徴することとしていますが、この手数料に係る消費税法の適用関係はどのようになりますか。
- (5) 当店は、個人事業者が営むいわゆるリサイクルショップです。当店では、消費者又は事業者が使用していたもので不要となった家具、電化製品、CD及びDVD並びに事務機、事務用品などの買い取りと、この買い取った商品の販売及びレンタルを行っています。

この場合の、消費者又は事業者が持ち込んだ家具、電化製品、CD及びDVD並びに事務機、事務用品などの買い取りに係る消費税法の適用関係はどのようになるか、次の区分の場合について答えなさい。

- ① 消費者が持ち込んだ家具、電化製品、CD及びDVDを買い取る場合
- ② 事業者が持ち込んだ事務機、事務用品を買い取った場合
- (注)法令の適用に関し、満たすべき要件がある場合には、その全てを満たしているものとし、当該要件については、触れる必要はない。

※ 各取引について、【理由】が間違っていた場合には、【解答】は減点。

(1)について

【解答】1

イ 課税売上げ (課税取引)

【理由】3

当取引は、「事業として(※)」行った資産(不動産)の貸付けに該当する。また、当該建物が店舗及び事業用の事務所 (住宅の貸付け以外の貸付け) にのみ供しているものであるため、当該建物の賃貸は非課税取引とはならず、課税売上げ(課税取引)に該当する。

(※) 「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

(2)について

【解答】2

- ① ニ 免税取引
- ② イ 課税売上げ (課税取引)

【理由】6

当店は輸出物品販売場の許可を受けており、非居住者に対し、通常生活の用に供する物品で輸出するため 一定の方法により購入されるものの譲渡を行っているため、「輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係 る免税」の適用を検討することとなる。

- ① デジタルカメラは、<u>免税の対象外とされる消耗品には該当せず、かつ、税抜対価の額(30,000円)が1</u>万円を超えるため、免税取引とされる。
- ② 化粧品は、免税の対象外とされる消耗品に該当するため、課税売上げ(課税取引)とされる。

(3)について

【解答】1

口 不課税取引

【理由】2

資産の譲渡についての国内取引の判定は、「資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所」で判定する。したがって、当取引は国外取引に該当するため、不課税取引とされる。

(4)について

【解答】1

ハ 非課税取引

【理由】2

本問における手数料は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、<u>国等が行う役務の提供で、その料</u>金の徴収が法令に基づくものに該当するため、非課税取引とされる。

(5)について

【解答】2

- ① ホ 課税仕入れ
- ② ホ 課税仕入れ

【理由】5

課税仕入れの意義は次のとおりであり、ここでいう<u>「他の者」には事業者、消費者も含まれる</u>ため、①②のいずれの行為も課税仕入れに該当する。

(課税仕入れの意義)

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(注1)を受けること(注2)をいう。

- (注1) 所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。
- (注2) 他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、輸出免税等により消費税が免除されるもの以外のものに限る。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。		

,.....

▶合格ライン◀

「第一問〕(理論)

問1

(1)については、難易度は高くないため、確実に点数を取ってほしい部分である。なお、「帳簿等の保存」について書けていなくても大きな影響はないと思われる。

(2)については、「改正理由」については、難易度は高めであるが、平成23年度改正前のいわゆる95%ルールの実態など、少しでも説明できていればアドバンテージになったであろう。その他は確実に得点してほしい。 したがって、問1の配点は25点と想定し、

合格確実ラインは21点前後、ボーダーラインは17点前後、であると思われる。

問2

多少難易度が高い論点も含まれていたが、取引の1つを間違っても問1や計算でカバーできていれば合否に影響がないであろう。なお、根拠が基本通達であったり、書き方に迷う箇所もあるため、各取引【理由】で根拠規定を解答できているのであれば、加算点を期待できると考えてよいだろう。なお、本間は取引について消費税法令の適用関係について問われているが、与えられた選択肢を用いて解答を列挙させた上でその理由を問うという問題の形式から、課税標準額、課税期間における課税売上高、課税売上割合の計算に関する具体的な内容は直接問われていないと考えられるが、これらの規定の具体的な内容に触れた場合は採点上、幾らかの考慮がされるものと考えてよいであろう。

(根拠規定)

(1)について・・・課税標準(法28①)、国内取引の非課税(住宅の貸付け)(法6①、別表第一)(2)について・・・輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税(法8①)

したがって、問2の配点は25点と想定し、

合格確実ラインは19点前後、ボーダーラインは14点前後、であると思われる。

〔第一問〕としては、

合格確実ラインは40点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

Z-62-F [第二問] 解 答

[甲の納付税額又は還付税額の計算]

I 納税義務の有無の判定

区	分	金	額		計	算	過	程	
基準期間課税売上		2 18,0	51,860円	甲·前々期 (38, 394, 454F >10, 000, 00			105	=18, 051, 860円	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

11 1	ハル	ᅏᅮ	יו אָםי	-/1/	るの見り	, ng v / n i) t								
	<u>X</u>		5	}	金	額			計	第	Ĭ	過	程	
課	税	標	準	額	12, 7	712,000円	(1) (2)	第五種 店舗賃貸 9,922,5 合 計 (1)+(2)=	約 15 円 + 9, 以入等 店 10 0円 + 36 13 , 348,	ii仲介収入 7,500円· 585円 100	1,533,565 、居住用仲 十1,525,0	<u>一</u> 介収入)20円=11	1, 815, 020円 → 12, 712, 000円 (千円未満切れ	
	说標 肖費			す	Ę	508, 480円		果税標準8 2, 712, 00			額の計算〕 480円			

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

川 江入れに除る泊賃	といれたスペノロ 1 子	- च						
区 分	金	額		計	算	過	程	
簡易課税制度の			〔簡易課	税制度の適用	の有無の判定	<u> </u>		
適用の有無の判定			(1) 届出	書の提出あり				
			(2) 18, 0	51,860円 <u>≦50</u>	, 000, 000円	: 適用	あり2	
控除対象仕入税額	260), 081円	(1) 業種 ① 第 1, ② 第 11	象仕入税額の 別課税売上高 四種 533,565円× 五種 ,815,020円× 計 ,712,938円	$\frac{100}{105} = 1,46$			

||| 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区	分	金	額	計	算	過	程	
				(2) 業種別消費税額				
				 第四種 	4			
				1,533,565円>	$<\frac{4}{105}$ =58,	421円		
				② 第五種	4			
				11,815,020円	$\times \frac{4}{105} = 450$	0,096円		
				③ 合 計				
				(1)+(2)=508,	517円			
				(3) 基礎となる消費	税額			
				課標・消 508,480円				
				(4) みなし仕入率及	び控除対象仕入	税額		
				Las	260, 100円※ 508, 517円	'		
				※ 58,421円×	60% +450, 096	円×50%=20	60, 100円	
貸倒れに	係る税額		11,200円	〔貸倒れに係る消費 店舗未収金	税額の計算〕			
				294,000円× 105	- =11,200円			
控除税	額小計	:	271, 281円	〔控除税額小計の計 260,081円+11,20		3		

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区	分	金	額		計	算	過	程					
✔差引税額	又は		237, 100円	〔差引税額又は	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕								
控除不足還	付税額		237, 100円	508, 480円-2	271, 281円=	=237, 199	•	, 100円 未満切捨)					
(上記口のいずれを記入しなさ							(111)	/Nim 9710/					

∨ 中間納付税額の計算

区	分	金	額	Ē	H	算	過	程	1
-h 88 %h /-	十 千兴 安石		0円	〔中間納付税額の	の計算〕				
中間納付	」 优	2	0円	(1) 一月中間申行					
				甲・前期納税実績 336,700円 12		円≦4, 000), 000円	<i>:</i> .	適用なし
				(2) 三月中間申告	寺				
				336,700円 12	\times 3 = 84,	174円≦	1,000,000円	<i>:</i> .	適用なし
				(3) 六月中間申告					
				336,700円 12	× 6 = 168	3,349円≦	至240,000円	<i>:</i> .	適用なし

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区	分	金	額		計	算	過	程	
✓納付税額 中間納付還 (上記□のいずれを記入しなさ	เか いこ ✔	2	237, 100円	〔納付税額又	(は中間納付	☆還付税額の	計算〕		

〔乙の納税義務の有無の判定〕

Ⅰ 平成24年1月1日~平成24年12月31日の課税期間の納税義務の有無の判定

			計	算	過	程
(1)	基準期間におい	ける課税売上高	0円≦10,0	00,000円		
(2)	乙承継分・前々 (20, 702, 454日	期 非課税 ∃−10,140,000F	$9) \times \frac{100}{105}$	=10, 059, 4	180円>10,00	00,000円
	· 平成24年	月1日~平成2	4年9月30日	納税義務7	<u>なし</u>	
	平成24年1	0月1日~平成2	4年12月31日	納税義務	あり2	

Ⅱ 平成25年1月1日~平成25年12月31日の課税期間の納税義務の有無の判定

		計	算	過	程		
	基準期間における課税売上高		,	. 1			
(Z)	前期は事業を行っていないため	り、前年等の	課柷売上品7	2 L			
(3)	乙承継分・前期 非課 の 円+ (20, 121, 303円 - 10, 20		$\frac{100}{105} = 9$	448,860円≦	10,000,000円	<u>∴</u>	納税義務なし2

〔丙の納付税額又は還付税額の計算〕

Ⅰ 納税義務の有無の判定

区	分	金	額		計	算	過	程	
基準期間に 課税売上高		142, 67	79, 008円	(1)	丙・前々期 (152, 378, 212円	非課税 —952, 800円)>	$<\frac{100}{105}=1$	144, 214, 678円	
					T # 6 # 1 T T			5%=1,535,670円	
				(3)	(1)-(2)=142, 67	9,008円>10,0	00,000円	∴ 納税義務あり	

Ⅲ 課税標準額に対する消費税額の計算

I	区		5	}	金	額		計	算	過	程		
= #	税	抽	淮	安百	122 (038,000円	〔課税標準額の	計算〕					
本	扤	1示	+	餀	102, (556, 000 □	店舗C売上高 68,951,485円・		店舗D売上高 商品券売上高 店舗E売上高 (48,512,695円 -843,700円) + (14,861,232円				
							商品券売上高 				ポイント 625, 500円		
							マンションB店舗賃貸 +2,979,000円				7%=138,640,894円		
							138, 640, 894	$] \times \frac{100}{105}$	=132, 0	38,946円 —	→ 132, 038, 000円 (千円未満切捨)		

Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算(続き)

区	分	金	額		計	算	過	程	
課税標準額に対す		す 5,281,520円		[課税標準額に対する消費税額の計算]					
る消費税額	額	5, 2	201, 520円	132, 038, 0	000円×4%	5 = 5,281,520)円		

Ⅲ 什入れに係る消費税額の計算等

課 税 売 上 割 合	金額	計 算 過 程
課税売上割合		
控除対象仕入税額	130, 842, 349円 142, 392, 949円 4, 589, 291円	(I) 課税売上高 課稅標準切捨前 ① 132,038,946円 売上値引戻り高 ポイント ② (1,881,925円-625,500円)ー(1,881,925円-625,500円) × 4 105 ×125%=1,196,597円 ③ ①-②=130,842,349円 (2) 非課税売上高 店舗D商品券 店舗E商品券 社宅家賃 でジョン8居住用 土地賃貸収入 843,700円+125,400円+630,000円②+2,590,000円+450,000円 連約金 土地譲渡 預金利子 国税 +180,000円②+10,000,000円×67%+(25,200円+4,725円 地方税 +1,575円②)=11,550,600円 (3) 課税売上割合 (1) (1)+(2) = 130,842,349円 (1) (1)+(2) = 130,842,349円 (1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの ① 課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕 (1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの ① 課税仕入れ、商品券 荷造運賃 がかが費用 (89,417,952円-784,600円)+525,317円+294,000円② 飲料水(寄附) ベーカリー設備 仲介手数料 店舗支払手数料 +352,725円②+1,890,000円+630,000円②+114,975円 屋上広告看板 +1,100,000円=93,540,369円 93,540,369円× 4 105 =3,563,442円 ② 仕入返還等 事業分量配当金 販売奨励金 仕入値引戻り 452,375円+52,500円+725,235円=1,230,110円
		+1,100,000円=93,540,369円 93,540,369円× 4 105 =3,563,442円 ② 仕入返還等 事業分量配当金 販売奨励金 仕入値引戻り

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

Ⅲ 仕入れに係る消費	金根額の計	昇寺(続: 額	き)
<u> </u>	317.	'HA	(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
			接待交際費 慶弔費金銭支出 国内旅行 バス心付け 入湯税 (376,200円-115,000円)+(425,200円-10,000円-2,500円)
			通勤手当 店舗D1~3月分 店舗D供託金 店舗E1~3月分 +420,000円+750,000円+2,250,000円2+450,000円
			その他販管費 衣料品(寄附) マンションB修繕費 漏水修繕費 水道光熱費 +5,529,684円+94,500円2+346,500円+294,000円+71,271円
			土地建物仲介手数料 司法書士報酬 $+\frac{576,450 \text{ H} \times 67\% + 21,000 \text{ H} \times 67\% \boxed{2}}{1,000 \text{ H} \times 67\% \boxed{2}}=11,280,146 \text{ H}$
			$11,280,146$ 円× $\frac{4}{105}$ =429,719円
			(4) 合 計
			① 課税仕入れ
			93,540,369円+200,496円+11,280,146円=105,021,011円
			105,021,011円× $\frac{4}{105}$ =4,000,800円
			② 仕入返還等
			46, 861円
			(5) 個別対応方式
			$(3,563,442$ 円 $-46,861$ 円 $)+429,719$ 円 $\times 130,842,349$ 円 $142,392,949$ 円
			=3,911,442円
			(6) 一括比例配分方式
			4,000,800円× 130,842,349円 142,392,949円
			$-46,861$ 円× $\frac{130,842,349$ 円 $}{142,392,949$ 円 $=3,633,204$ 円
			(7) 有利判定
			(5)>(6) : 3,911,442円
			[調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算]
			(1) 調整対象固定資産の判定
			① 倉庫F 11,000,000円×67%× $\frac{100}{103}$ =7,155,339円
			≧1,000,000円 ∴ 該当する
			② ソフトウェア
			2,100,000円× 100 105 =2,000,000円≥1,000,000円
			∴ 該当する ③ マンションB
			73,000,000円× 100 =69,523,809円≥1,000,000円
			∴ 該当する②(2) 仕入れ時の課税売上割合 (マンションB)
			(2) 11人が時の課税元上割合(マンションB) ① 課税売上高
			・ 株代が正上筒申・前々期
			18, 051, 860円

- ② 非課税売上高 19,440,000円
- ③ 課税売上割合

$$\frac{\boxed{0}}{\boxed{0+2}} = \frac{18,051,860 \text{円}}{37,491,860 \text{円}} = 0.4814 \cdots$$

- (3) 通算課税売上割合
 - 課税売上高

甲·前々期 甲·前期※ 甲·当期 丙·当期 18,051,860円+17,368,860円+12,712,938円+130,842,349円 =178,976,007円

※ (37,397,303円-19,160,000円)× $\frac{100}{105}$ =17,368,860円

② 非課税売上高

※ 19,440,000円+19,160,000円+17,657,000円+11,550,600円=67,807,600円

※ 14,730,000円+900,000円+27,000円+2,000,000円 =17,657,000円

③ 課税売上割合

$$\frac{\boxed{\bigcirc}}{\boxed{\bigcirc+\bigcirc}} = \frac{178,976,007円}{246,783,607円} = 0.7252\cdots$$

- (4) 著しい変動の判定
 - ① 変動差
 - $(3)-(2)=0.2437\cdots \ge 5\%$
 - ② 変動率

- (5) 調整税額
 - ① 調整対象基準税額

マンションB

73,000,000円×
$$\frac{4}{105}$$
 =2,780,952円

② 仕入れ時の控除税額

$$2,780,952$$
円× $\frac{18,051,860$ 円 $}{37,491,860$ 円 $}=1,338,993$ 円

③ 通算課税売上割合による控除税額

$$2,780,952$$
円× $\frac{178,976,007円}{246,783,607円}$ =2,016,842円

④ 調整税額

(3)-(2)=677,849

※ 倉庫F、ソフトウェアは、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、調整なし。

〔控除対象仕入税額の計算〕

3,911,442 + 677,849 = 4,589,291 =

||| 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区	分	金	額	11111	算	過	程		
売上げの			47 OC2 III	〔売上げの返還等対価は	こ係る税額の)計算]			
元上リリ	ノ区退守	2	47, 863円	売上値引戻り高 ポイント					
対価に係	系る税額			1,881,925円-625,500円=1,256,425円					
				1, 256, 425円× $\frac{4}{105}$ =	=47,863円				
					質の計算〕				
貸倒れに	係る税額	2	34,807円	売掛金 未収金					
				252, 198円+661, 500円=	=913,698円				
				$913,698$ 円× $\frac{4}{105}$ =3	4,807円				
控除税	宛 小 卦		4 671 061⊞	[控除税額小計の計算]					
1年 陈 优	台 (1) 司		4,671,961円	4,589,291円+47,863円+34,807円=4,671,961円					

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区	分	金	額		計	算	過	程
✔差引税額	又は		609, 500円	〔差引税額〕	スは控除不足	足還付税額の	計算〕	
左う「抗領 控除不足還 (上記□のいずねを記入しなる	付税額 いかに ノ		009, 500	5, 281, 520	円-4,671,	961円=609,		609, 500円 (百円未満切捨)
を記入しなる	20.7							

V 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	2 410,700円	〔中間納付税額の計算〕(1) 一月中間申告
		丙・前期納税実績 821,600円 12 12 (2) 三月中間申告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		- 821,600円 12 ×3=205,399円≦1,000,000円 ∴ 適用なし
		(3) 六月中間申告 ① 判 定 821,600円 12 ×6=410,799円>240,000円 ∴ 適用あり ② 中間納付税額 410,799円 → 410,700円(百円未満切捨)

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

 				'					
区	分	金	額		計	算	過	程	
/ 納付税額 中間納付還 上記□のいずれ を記入しなさ	かに✓	2	198,800円			付還付税額の 円=198, 800円			

▶解答への道◀

Ⅰ 納税義務の有無の判定

				当課税期間	튁	翌課税期間	
H2 1/				24 /1		25 /1	H26 1/1
乙 (妻)	免	A 1 免	A 2 免	A 免	1 1 1	A 4	
甲		B 1 課	B 2 課	B 3 課	課	課	
			簡易	簡易		⊒ ⊞	
丙(長男)		C 1	C 2 課	C	3 果	課	
	1		1	9	× /30相続	1	

(1) 甲について

当課税期間(B3)の納税義務の有無の判定

甲の前々年(B1:平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)により判定を行うこととなる。1,000万円を超えるため、課税事業者となる。

- (2) 乙について
 - ① 当課税期間(A3:相続があった年)の納税義務の有無の判定
 - イ 基準期間における課税売上高が0円であるため、納税義務なし(ロへ)。
 - ロ 被相続人の基準期間における課税売上高(注)が1,000万円を超えるため、平成24年1月1日から9月30日までは免税事業者、平成24年10月1日から12月31日までは課税事業者となる。
 - (注) 乙が承継した事業場部分の金額を使用することに注意すること。
 - ② 翌課税期間 (A4:相続があった翌年) の納税義務の有無の判定
 - イ 基準期間における課税売上高が0円であるため、納税義務なし(ロへ)。
 - ロ 特定期間における課税売上高が0円であるため、納税義務なし(ハヘ)。
 - ハ 基準期間における課税売上高と被相続人の基準期間における課税売上高(注)の合計額が1,000万円以下であるため、免税事業者となる。
- (3) 丙について

当課税期間(C3)の納税義務の有無の判定

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるため、課税事業者となる。

※ 基準期間 (C1) が課税事業者どうかは不明であるが、課税事業者であることを前提として解答を作成している。

Ⅱ 甲について

- 1 課税標準額及び事業区分
 - (1) 第四種事業 (その他の事業)

イ 入居者から回収した古新聞等の売却収入は不要物品の譲渡であるため、第四種事業に該当する。(基通 13-2-8)

- ロ 損害保険代理業は、第四種事業に該当する。(基通13-2-8の3)
- (2) 第五種事業 (サービス業等)

不動産業 (賃貸・管理・仲介)、サービス業 (飲食店業を除く。) に該当する事業は、第五種事業に該当する。 (令57⑤四、基通13-2-4)

(3) 土地使用に伴う電柱使用料(基通6-1-7)

電力会社の電柱の敷設に係る賃貸収入(道路占用料)は、土地の貸付けに係る対価に該当するものとして、 非課税売上げに該当する。

(4) 対価補償金(令2②)

土地収用法に基づき収受する対価補償金は土地の譲渡対価に該当する。

2 貸倒れに係る消費税額

課税事業者である平成23年分の賃貸収入(店舗用)の未収金に係る貸倒れは、税額控除の適用がある。 なお、貸倒れに係る消費税額は、簡易課税の計算において「基礎となる消費税額」を求めるにあたり、考慮 に入れない。

Ⅲ Zについて

上記 [を参照

Ⅳ 丙について

- 1 課税標準額
 - (1) みなし譲渡

家具類の家事消費については、みなし譲渡に該当し、時価相当額(215,682円)が対価の額となる。

- (2) ポイントカードの入会金収入 退会時において返金されないものであり、課税資産の譲渡等の対価に該当する。
- (3) ポイントカードによる売上高

ポイントカードのポイント使用による値引販売した場合には、値引後の実際に収受した金額が商品の譲渡 対価の額となる。したがって、ポイントカードによる売上高については、課税標準に含まれず、売上値引戻 り高については、売上げに係る対価の返還等の処理も行わないこととなる。

(4) 倉庫F兼丙の家庭用倉庫の売却

「事業として」に該当するのは倉庫F部分のみであるため、事業供用割合(67%)を乗じて計算する。

- 2 課税期間における課税売上高による按分要否の判定(法30②)
 - (1) 課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は課税売上割合が95%に満たないときは、課税入れ等の税額の合計額は、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかで計算する。
 - 注 この改正規定は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。
 - (2) 平成24年4月1日前に開始した課税期間は、なお従前の例(95%による判定のみ)による。

《旧法》平成24年4月1日前に開始した課税期間における判定

課 税 売 上 割 合 $\left\{ egin{array}{ll} \geq & 95\% & \therefore & \text{仕入税額は全額控除} \\ < & 95\% & \therefore & \text{仕入税額は按分計算が必要} \end{array}
ight.$

したがって、本問では上記《旧法》によるため、5億円による判定はしないことに留意する。

- 3 課税売上割合(非課税売上高)
 - (1) 従業員からの受取家賃

福利厚生費より減額処理した社宅に係る従業員からの受取家賃は非課税売上げに該当する。

(2) 源泉所得税がある場合の課税標準(基通10-1-13) 源泉徴収前の金額によって消費税の課税標準の計算を行う。 よって、預金利息は、国税及び地方税の控除前の金額を非課税売上高に算入することとなる。

- 4 課税仕入れ等の区分経理
 - (1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの
 - ① ポイントカードの作成費用

ポイントカードの使用は商品販売に係るものであるため、課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当する。

② その他の経費

商品等の被災者に対する提供についての区分経理は、次のように取扱う。

イ 自社製造商品の提供

自社で製造している商品(課税資産)の費用は、課税資産の譲渡等にのみ要するものに区分する。

- ロ 購入した商品等の提供
 - (a) 通常、自社で販売している商品の仕入れは、課税資産の譲渡等にのみ要するものに区分する。
 - (b) 被災者に必要とされる物品を提供するために購入した(a)以外の物品 (課税資産) の購入費用は、 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当する。

したがって、本問においては、災害被災地域に対して無償提供した商品 (352,725円) は課税資産の譲渡 等にのみ要するものに区分する。また、問題文の仕訳で「当期商品仕入高」を減額しているため、課税仕 入れを認識すること。

③ ベーカリー設備

当課税期間の末日までに使用開始に至っていない設備については、ベーカリーとしての用途、すなわち 食料品販売に係るものとして考えられるため、課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当する。

④ 事業分量配当金 (基通12-1-3)

協同組合等から事業者が収受する事業分量配当金のうち課税仕入れの分量等に応じた部分の金額は、その事業者の仕入れに係る対価の返還等に該当する。

- (2) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
 - 店舗Dの家賃の供託金

使用料等の額の増減(値上要請等)に関して係争があった場合には、供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積って計算するため、供託金2,250,000円を当課税期間における課税仕入れの支払対価の額として認識する。

※ 賃貸借契約に基づく使用料等を対価とする資産の譲渡等の時期(基通9-1-20)

資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額(前受けに係る額を除く。)を対価とする資産の譲渡等の時期は、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日とする。ただし、当該契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く。)があるためその支払を受けるべき使用料等の額が確定せず、当該課税期間においてその支払を受けていないときは、相手方が供託したかどうかにかかわらず、その係争が解決して当該使用料等の額が確定しその支払を受けることとなる日とすることができるものとする。

(注) 使用料等の額の増減に関して係争がある場合には本文の取扱いによるのであるが、この場合には、 契約の内容、相手方が供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積るものとする。

② 土地建物の譲渡費用

不動産仲介会社に対する仲介手数料及び司法書士に対する売渡証書作成報酬は、事業供用割合 (67%) を乗じて計算し、土地建物の譲渡に要する課税仕入れであるため、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当する。

5 課税売上割合の著しい変動

				当課税期	間	翌課税期間	
H2 1/	1 H2 1/	2 H2 1/	3 H 1 1	H24 L/1	H 1	125 /1	H26 1/1
乙 (妻)	免	A 1 免	A 2 免	<i>A</i> 免	7 3	A 4	
甲		B 1 課	B 2 課	B 3 課	課	課	
		× 原則(一括)	簡易	簡易		課	
丙(長男)		C 1	C 2 課	C)3 課	11木	

(1) マンションBについて(基通12-3-1)

通算課税売上割合の計算について、課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整の規定は、仕入れ等の課税期間と第3年度の課税期間との間に簡易課税制度の適用を受けた課税期間が含まれている場合にも適用される。

(2) マンションA、倉庫F、ソフトウエアについて 当課税期間が、第3年度の課税期間に該当しないため、変動の処理はない。

6 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

ポイントカードによる625,500円については、売上げに係る対価の返還等の処理は行わない。上記IV(3)参照。

7 貸倒れに係る消費税額

甲が平成24年の賃貸収入(店舗用)の未収金について丙において貸倒れの処理を行う。

▶合格ライン◀

[第二問] (計算)

初めての問題形式であり、個人事業者の事業承継が絡んだ問題で、かつ、甲については「簡易課税」、丙については「本則課税」による仕入税額控除の計算が要求される特殊形式の問題であったため、状況を素早く把握できたかどうかがポイントとなる。

甲の「簡易課税」の計算については、事業区分に迷うものがほぼ無いため、納付税額を合わせられると大き くアドバンテージになるであろう。あわせて計算パターンを正確に組めているか否かもポイントとなると思わ れる

乙の「納税義務の有無の判定」は、承継した事業場部分の金額を使用する点についてはできてほしいが、翌年の判定における消費税法第9条の2「前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例」の適用の有無については解答できていなくても問題はないと思われる。

丙の「本則課税」の計算については、内容自体はそれ程難易度は高くはないが、課税売上割合の著しい変動 の適用に当たり、仕入れ等の課税期間における課税売上割合、通算課税売上割合の計算など、数値の集計が困 難であったため、納付税額は合わなくても合否に影響がないであろう。

[第二問] としては、

合格確実ラインは40点前後、ボーダーラインは36点前後、であると思われる。

●おわりに

理論及び計算の解答バランスを考慮すると、全体では合格確実ラインは74点程度、ボーダーラインは68点前後になると思われます。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- ●解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等 (合格基準点・合否)について保証するものではございません。
- ●解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- ●解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了解ください。
- ●解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。